

別記様式第1号(第四関係)

みやうちちくかつせいかけいかく
宮内地区活性化計画

熊本県上益城郡甲佐町

平成27年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 **宮内地区活性化計画**

都道府県名 **熊本県**

市町村名 **甲佐町**

地区名(※1)

宮内地区

計画期間(※2)

平成27年度～平成29年度

目 標 : (※3)

廃校となった小学校を農業体験や木炭づくり等で訪れる人達との交流施設として整備することで、計画区域の農産物や生産活動体験の喜びを提供する場を構築する。さらに地域の農産物の特色を活かすため、農産加工施設を併設し、加工品を使った食事提供等も行い、地域間交流を加速させるとともに地域農産物の消費拡大をもって、計画地区の活性化につなげる。
具体的な目標として、平成26年時点で775人あった交流人口を平成29年に1170人とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

本地区は、旧宮内小学校の校区にあたり、熊本県のほぼ中央部に位置し、熊本市からは南東22km、車で約50分、最寄の御船インターチェンジからは車で約25分の場所にあり、甲佐岳や緑川に代表される自然環境に育まれた緑豊かな地区である。

気候は、年間平均気温16.9度で最高平均気温21.7度、最低平均気温11.3度、年間降水量2,901mmの温暖な気候で、農作物・林産物の生産には適している。米、林産物、木材の生産が中心であるが、米や林産物の生産規模は零細であり、林業は生活様式の変化や外国産木材の輸入等の影響を受け、長期的な低迷状態であり担い手不足が深刻な問題となっている。それに伴い耕作放棄地は増加(平成25年度 耕作放棄地全体調査結果= 5ha)しており、地域景観悪化の一因となっている。

人口は、210世帯、460人(平成26年4月)であり、近年減少の一途をたどっており、未だ歯止めはかかっていない。平成14年から平成24年の人口減少率は約20%であり、65歳以上の高齢者人口割合は平成23年度以降、40%を越える状況が続いている。

現状と課題

本地区は、過疎化・高齢化が著しい地域であり、基幹産業である農林業(全就業者数294人のうち農林業従事者数58人)の後継者不足はもとより、集落の存続が危ぶまれている深刻な状況である。空き家や耕作放棄地の増加、自然環境及び集落行事の維持困難、通院や買い物の不便性など、日常生活に関わる多様な課題が顕在化してきている。このような状況の中、中心的施設であった宮内小学校が平成20年度に廃校となったことが追い打ちとなり、地域力の低下に拍車がかかったため、平成24年度に地域おこし協力隊制度の活用を行った。隊員を中心とした耕作放棄地再生活動、都市交流イベントの実施等の地域おこし活動に刺激された結果、地域住民においても地域資源を活用した木炭づくりや農業体験、主婦グループによる農産加工品の試作研究等、自主的な地域活動が活発となりつつある。

今後の展開方向等(※4)

熊本市から1時間以内アクセス可能な立地条件と甲佐岳や緑川に代表される緑豊かな自然環境を活かし、交流人口の増大による地域社会の活性化を目指すとともに、地域産業の強化による農産物の消費拡大に努める。

具体的には、都市部より市場イベント、農業体験や木炭づくり等で訪れる人達との交流施設を整備し、計画区域の農産物や生産活動体験の喜びを提供する場を構築する。さらに、米、梅、栗、筍といった農産物の特色を活かすため、農産加工施設を併設し、加工品を使った食事提供で集客力の強化させ、地域農産物の消費拡大を目指す。また、これら活動によって生じる地域の木材、農産物の消費拡大を森林整備、耕作放棄地活用につなげていき、地域の景観改善・保全本も進めていく。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
甲佐町	宮内地区	地域資源活用総合交流促進施設(廃校・廃屋等改修交流施設)	甲佐町	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当無し					

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当無し				

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当無し

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であつて、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

宮内地区(熊本県上益城郡甲佐町)	区域面積(※2)	1,411ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 平成19年の山村振興計画書によると、当該区域の総面積1,411haのうち、82%(1,152ha)もの範囲を農地・森林原野が占め、農業従事者数が全就業者の20%(全就業者数294人、農林業従事者数58人)を占めるなど農林業が重要な区域である。		
②法第3条第2号関係: 人口の減少(平成14年～平成24年で約20%減)、及び高齢化率40%を超える状況からみて、活性化のためには地域活動の拠点の整備により地区行事を促進させ、都市部との交流人口増加を図ることが必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 計画区域は、市街化・用途区域、市街地を形成している区域は含んでいない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
該当無し													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物	該当無し					
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則（平成2年農林水産省・建設省令第1号）第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	該当無し	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)	該当無し	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)	該当無し	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)	該当無し	
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)	該当無し	
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)	該当無し	
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)	該当無し	

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画終了の年度末に、計画区域内の地区行事への来場者数を集計し、翌年度上半期に達成状況の評価を甲佐町で行う。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
<small>こうさまち</small> 甲佐町	平成27年度～平成29年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
企画課	096-234-1154	096-234-3964	klg104@town.kosa.lg.jp

【記入要領】

計画主体名

・市町村名にはふりがなをふること

計画期間

・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。

連絡先

・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。

メールアドレス

・共同計画の場合は行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。

・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出						
		計画区域における交流人口の増加(%) =計画期間内の計画区域外からの入込客数(人)(目標)÷計画期間前の計画区域外からの入込客数(人)(現状)×100-100 =2,260人(目標)÷885人(現状)×100-100 =155.37%						
交流人口の増加	155.37%							
事業活用活性化計画目標の設定根拠								
<p>区域内の各種行事における集客数は、同地区地域団体の集計によると平成24年度～平成26年度の累計は、885人であり、既存イベントへの校舎活用イベントの新規追加、農産加工所併設による加工品の新規販売等における波及を考慮し、平成27年～平成29年までに見込まれる累計を2,260人と見込む。</p> <p>特に甲佐宮内グラウンドバザールでは、平成29年度までに、改修により可能となる校舎内イベントの新規開催で+200人増、加工場整備による新たな特産品販売、及び食事ブース新規設置により+120人増を見込む。</p>								
事業名	事業概要(現状)	活性化施策 (新規取組内容)	計画区域外からの入込客数					
			計画期間前			計画期間内目標値		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
梅まつり(毎年5月)	地区の歴史的名所である梅林で毎年5月に梅の収穫と販売を行う。	・農産加工品(梅ジャム、梅干等)の販売 ・昼食(惣菜弁当など)の新規販売	15人	25人	40人	40人	60人	60人
農山村体験(通年)	耕作放棄地解消、森林整備をしながら、農作業や木炭づくり等、日常的な農山村の暮らしを体験メニューとして提供。	・拠点施設での昼食提供開始 ・拠点施設での産学、交流イベント開催	25人	25人	40人	0人 (平成27年は改修工事のため)	60人	70人
甲佐宮内グラウンドバザール(春/冬)	旧宮内小のグラウンドを活用した都市農村交流事業であり、海外を含む県内外から出店を募り、準備は地域住民が行う住民参加型の市場的イベント。また同日は地域住民が農産品の販売を行う。	・校舎を使った新たなイベント開催 ・農産加工品の販売増強 ・拠点施設での昼食提供開始 ・拠点施設での交流機会の創出	0人 (平成26年から開催のため)	0人 (平成26年から開催のため)	680人	0人 (平成27年は改修工事のため)	900人	1000人
カフェイベント開催(不定期)	地区内の主婦活動グループが特産品の梅を使ったジャムなど加工品販売の試作を行っている。校舎内で活用可能な1室を利用し、季節毎に不定期のカフェイベントを試行。	・施設利便性の向上 ・農産加工品の販売 ・昼食提供の実施	10人	10人	15人	0人 (平成27年は改修工事のため)	30人	40人
		小計	50人	60人	775人	40人	1050人	1170人
		累計	885人			2260人		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出						
事業活用活性化計画目標の設定根拠								

【記入要領】

事業活用活性化計画目標

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業活用活性化計画目標の項目は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
- ・事業活用活性化計画目標の記載にあたっては「事業活用活性化計画目標の設定について」により記入すること。

事業活用活性化計画目標の設定について

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用するに当たっては、実施要領の別紙に定める事業活用活性化計画目標を設定し、その目標の達成に必要な事業メニューを実施することとする。目標の設定に当たっては各項目毎に以下に定めるところによるものとする。

目標番号	事業活用活性化計画目標の項目及び設定の考え方
1	<p>定住人口の確保</p> <p>設定する目標は計画区域における転出入割合の増加とし、次により求めることとする。</p> <p>計画区域における定住人口の確保(ポイント)＝(計画期間内の転出入割合(%) (目標)－計画期間前^{※注3}の転出入割合(%) (現状))</p> <p>注1 転出入割合＝転入人口÷転出人口×100(四捨五入により小数点第2位まで求める。また、転出人口が「0」の場合は「1」として計算する。)</p> <p>注2 転出入は計画区域の転出入人口</p> <p>注3 計画期間と同じ年数とする。</p>
2	<p>交流人口の増加</p> <p>設定する目標は計画区域外からの入込客数の増加率とし、次により求めることとする。</p> <p>計画区域における交流人口の増加(%)＝計画期間内の計画区域外からの入込客数(人)(目標)÷計画期間前^{※注3}の計画区域外からの入込客数(人)(現状)×100－100</p> <p>注1 計画区域外からの入込客は、日帰り客だけでなく宿泊客等、全てを含めた入込客とする。</p> <p>注2 四捨五入により小数点第2位まで求める。</p> <p>注3 計画期間と同じ年数とする。</p>
3	<p>滞在者数及び宿泊者数の増加</p> <p>設定する目標は計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加率とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加(%)＝(計画期間の滞在者数及び宿泊者数(人)(目標)÷計画期間前^{※注2}の滞在者数及び宿泊者数(人)(現状))×100－100</p> <p>注1 四捨五入により小数点第2位まで求める。</p> <p>注2 計画期間と同じ年数とする。</p> <p>注3 計画期間前の滞在者数及び宿泊者数が「0」の場合は「1」として計算する。</p>
4	<p>地域産物の販売額の増加</p> <p>設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加率とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加(%)＝(計画期間内の地域産の農林水産物の販売額(千円)(目標)÷計画期間前^{※注2}の地域産の農林水産物の販売額(千円)(現状))×100－100</p> <p>注1 四捨五入により小数点第2位まで求める。</p> <p>注2 計画期間と同じ年数とする。</p>
5	<p>地域産物の販売量の増加</p> <p>設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売量の増加率とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域において生産された農林水産物の販売量の増加(%)＝(計画期間内の地域産の農林水産物の販売量(t)(目標)÷計画期間前^{※注2}の地域産の農林水産物の販売量(t)(現状))×100－100</p> <p>注1 四捨五入により小数点第2位まで求める。</p> <p>注2 計画期間と同じ年数とする。</p> <p>注3 地域産の農林水産物の販売量について、その種類が多様であることから合計の増加率を設定することが適当でない場合は本交付金の活用により販売量の増加が見込まれる代表の農林水産物の販売量について記入すること。</p>

6	定住等の促進に資する遊休農地の解消
	<p>設定する目標は計画区域における遊休農地の解消に向けた調査面積とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における遊休農地の解消に向けた調査面積(ha)＝計画期間内の計画区域における遊休農地の実態等の調査対象面積(ha)</p>
7	定住等の促進に資する遊休農地の解消
	<p>設定する目標は計画区域における遊休農地の解消面積とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における遊休農地の解消面積(ha)＝計画期間内の計画区域における土地条件整備による遊休農地の解消面積(ha)</p>
8	定住等の促進に資する担い手への農地利用集積
	<p>設定する目標は計画区域における担い手への農地利用集積率の増加とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における担い手への農地利用集積率の増加(ポイント) $= (\text{計画期間終了時の事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha)} \div \text{事業の受益面積(ha)}) (\text{目標}) \times 100$ $- (\text{事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha)} \div \text{事業の受益面積(ha)}) (\text{現状}) \times 100$ <p>注1 担い手とは、農村振興局長が別に定める基準に適合する農業者又は農業者の組織する団体とする。 注2 担い手への農地利用集積率とは、対象事業の受益面積(ha)に占める担い手の経営等農用地(所有権若しくは利用権に基づき又は農作業受託により集積された農用地をいう。)面積(ha)の割合とする。(四捨五入により小数点第2位まで求める)</p> </p>
9	定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保
	<p>設定する目標は計画区域における農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha)＝計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha)</p>
10	定住等の促進に資する基盤整備の円滑化
	<p>設定する目標は計画区域における区画整理事業又は交換分合着手までの年数とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における区画整理事業又は交換分合着手までの年数(年)＝事業実施後、区画整理事業又は交換分合の着手までの年数(年)</p>
11	定住等の促進に資する農用地の集団化
	<p>設定する目標は計画区域における分散された農地が集団化される割合とし、以下により求めることとする。ただし、農地が集団化される場合に代えて農村振興局長が別の場合を定める場合には、その割合を目標とし、農村振興局長が別に定めるところにより求めることとする。</p> <p>計画区域における農地の集団化率(%)＝$\frac{(\text{計画期間前の事業実施地区の団地数} - \text{計画期間終了時の団地数}) \div (\text{計画期間前の事業実施地区の団地数} - \text{地区内の耕作者数}) \times 100$</p> <p>注：四捨五入により小数点第2位まで求める。</p>
12	農山漁村景観を活かした取組の増加
	<p>設定する目標は計画区域における農山漁村景観に関する活動数の増加とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における事業の実施を契機とした農山漁村景観の維持・保全・利活用等の活動数の増加数(回) $= \text{計画期間内の活動数(回)} - \text{計画期間前}^{\text{※注1}} \text{の活動数(回)}$ <p>注：1 計画期間と同じ年数とする。 2 農山漁村景観に関する活動とは、交付対象事業により整備した施設等の保全・維持管理等に関する活動、農山漁村景観の維持・保全に資する活動及び農山漁村景観の利活用等を行う活動をいう。</p> </p>
13	自然環境の保全・再生に向けた取組の増加
	<p>設定する目標は計画区域における環境創造に資する取組数の増加とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域内における事業の実施を契機とした環境創造に資する取組数の増加数(回)＝$\text{計画期間内の取組数(目標)} - \text{計画期間前}^{\text{※注1}} \text{の取組数}$ <p>注：1 計画期間と同じ年数とする。 2 環境創造に資する取組とは、ビオトープの管理活動等の自然環境の保全・再生を目的とした地域住民等による活動をいう。</p> </p>
14	定住者又は来訪者の安全確保
	<p>設定する目標は計画区域における一時避難場所の面積の増加率とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における一時避難場所面積増加率(%)＝$\frac{\text{計画期間終了時の一時避難広場面積(m}^2\text{)} (\text{目標}) \div \text{計画作成時の一時避難広場面積(m}^2\text{)} (\text{現在}) \times 100 - 100$</p> <p>注：四捨五入により小数点第2位まで求める。</p>

注 現状の数値は直近の数値とし、前年度実績等により記入することとする。

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額 算定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
廃校・廃屋等改修 交流施設	宮内地区	廃校改修による地 域間交流拠点整 備	1棟 1236㎡	H27	甲佐町	71,078	35,539	1/2	35,539	地域活動の拠点が無い計画地区において、かつて中心的施設であった旧宮内小学校(宮内社会教育センター)を改修し、コミュニティスペースを設置することで地域活動拠点として確立させる。更に農産物加工施設を整備することで既存地域行事の魅力強化、新たな行事を創造し、地区外の都市住民の交流人口増加につなげる。
合 計						71,078	35,539		35,539	

【記入要領】

- 必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- 創意工夫発揮事業である場合は、事業内容の欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性について併せて記載すること。
- 事業メニューには、実施要領の別表の事業メニュー名を記入すること。
- 地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- 事業内容は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- 事業規模は、施設毎の棟数と床面積、農道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- 実施期間は、原則として3年以内とすること。
- 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

【添付資料】

(別添)融資主体型支援助成対象者調書

(別添)

融資主体型支援助成対象者調書

〇〇地区活性化計画 (〇〇県〇〇市町村)

NO	助成対象者名	住 所	代表者名

1 助成対象者の概要

1 農林漁業者等の組織する団体 ①農業生産法人 ②農事組合法人 ③その他 2 参入法人

(注) 該当する経営体の口にチェックを入れること。

2 整備内容等

NO	整備内容 (機械施設名、規模、台数等)	実施 年度	着工(契約) 予定年月日	竣工予定年月日	農業機械の保管住所、施設の設置住所
1					
2					
3					

3 資金調達計画

NO	事業費(円) A	資金調達計画(円)				助成率 (%) B/A	融資率 (%) C/A	担 保 措置の 有 無	備 考 (助成限度率等)
		助 成 金 B	融 資 C	自己資金	その他				
1									
2									
3									
計									

(注) 整備施設を融資のための担保に供する場合は、口にチェックを入れること。

4 追加的信用供与支援の活用計画

項 目	資金調達のうち融資の概要	
	融 資 ①	融 資 ②
金 融 機 関 名		
融 資 名		
融資金額(円)		
償 還 年 数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成 年 月 日	借入予定 平成 年 月 日
農業信用基金協会による機関保証の利用	追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない	追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない

(注) いずれかの口にチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

Ⅲ 他の施策との連携に関する事項

(交付対象事業別概要)

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等
該当無し			

- 【記入要領】
- ①交付対象となる事業のうち、実施要綱第11条に掲げる施策と連携して実施する事業にあつては、連携施策名、連携施策の内容及び交付対象事業との関連性について記載すること。
 - ②連携する施策名には、実施要綱第11条に掲げる施策名を記載すること。
 - ③事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。
 - ④地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
 - ⑤必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画の記入について

年度別事業実施計画の記入に当たっては以下によるものとする。

項 目		記 入 上 の 注 意
1	様式の変更	様式の変更は、「事業別内容」の項における事業メニューの数に応じた行の追加及び「事業活用活性化計画目標等」の項における事業活用活性化計画目標の設定数に応じた行の追加のみとすること。これ以外の変更（列の追加、セルの結合等）は絶対に行わないこと。
2	計画の提出年度	「計画の提出年度」の欄は当該計画を最初に提出した年度（該当予算年度）を記入すること。計画変更による再提出の場合であっても当初提出に係る年度のままとすること。
3	新規・変更の別	計画を新規に提出する場合は「1」、変更計画として再提出する場合は「2」を記入すること。 なお、計画の変更による再提出の場合は行を追加し、変更した部分については、変更前を（ ）にし、変更後の内容を追加した行に記入すること。
4	都道府県名（コード）	「都道府県名」、「都道府県コード」の欄は、当該計画の計画主体が属する都道府県名及び当該都道府県の全国地方公共団体コード（総務省）を記入すること。なお、北海道「010006」のように、コードが「0」で始まっている場合「0」は省略し、「10006」として記入すること。
5	計画主体（コード）	「計画主体名」、「計画主体コード」の欄は、当該計画の計画主体名及び当該計画主体の全国地方公共団体コード（総務省）を記入すること。なお、札幌市「011002」のように、コードが「0」で始まっている場合「0」は省略し、「11002」として記入すること。 また、共同申請の場合にあっては計画主体名に共同申請に係る計画主体を併記し、「計画主体コード」の欄は代表の地方公共団体コードを記入すること。
6	計画番号	1つの計画主体が複数の計画を作成する場合は、計画毎に番号を付し、当該番号をそれぞれの年度別事業実施計画の「計画番号」の欄に記入すること。 例：計画主体が2つの計画を作成する場合はそれぞれの計画を「1」、「2」とし、それぞれの年度別事業実施計画の「計画番号」の欄に「1」又は「2」を記入すること。
7	ハード事業・ソフト事業	「ハード事業・ソフト事業の別」の欄は、ハード事業には「1」、ソフト事業には「2」を記入すること。 なお、ソフト事業は実施要領の別表の1の事業メニュー47及びこれと一体的に実施する創意工夫発揮事業（実施要領の別表の（5）の創意工夫発揮事業をいう。以下同じ。）のみが対象となる。
8	整理コード	「整理コード」の欄のうち、「事業別内容」の「内訳」の項については1から順に連番を付し、「事業別内容」の「合計」の項については「999」とし、「事業活用活性化計画目標等」の項については「1001」から順に連番を付すこと。なお、「整理コード」の欄のうち、「①事業費計」、「④市町村附帯事務費」、「⑤都道府県附帯事務費」、「総合計（①+④+⑤）」の項については、「①事業費計」の項を「2001」とし、その後順に連番を付すこと。
9	市町村名・地区名	事業を実施する市町村名、地区名を記入すること。
10	地域指定状況	事業を実施する地域の指定状況を記入すること。地域とは実施要領の別表の（1）の交付額算定交付率欄に定める振興山村、過疎地域、離島振興対策実施地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、特別豪雪地帯、急傾斜地地帯、奄美群島及び沖縄と、指定されている地域欄に「1」を記入すること。
11	計画期間最終年度	活性化計画の期間の最終年度を記入すること。
12	事業活用活性化計画目標	事業活用活性化計画目標は、別添の「事業活用活性化計画目標の設定について」に従って記入すること。 なお、「事業活用活性化計画目標等」の項の行数は目標の設定数に応じて追加すること。この場合「整理コード」の欄は連番を追加すること。
13	生産製造連携事業計画	米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第5条第3項の認定生産製造連携事業計画に従って実施する事業である場合は、連携策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
14	再生可能エネルギー供給施設整備事業	地域における温室効果ガス排出の削減方策等をまとめた計画に位置づけられる事業である場合は、連携策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
15	離島振興計画	離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画に基づいて実施する事業である場合は、連携策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
16	連携輸出促進条件整備事業	輸出促進に資する事業である場合は、連携策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
17	耕作放棄地の解消に向けた取組	計画主体が耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は連携策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。 なお、耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は、計画主体が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第50号）第9条に規定する農業経営基盤強化促進基本方針又は同法第6条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に沿って取組を実施している又は事業実施期間中に実施することが確実であると見込まれる場合とする。
18	地域再生計画	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画に位置づけられている事業である場合は、連携策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
19	総合化事業計画	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項に規定する総合化事業計画に位置づけられている事業である場合は、連携策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
20	定住自立圏共生ビジョン	定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行庁第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョンに位置づけられている事業である場合は、連携策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
21	事業メニュー番号	事業メニュー番号は、実施要領の別表の1のものとし、「創意工夫発揮事業」は「80」、「農山漁村活性化施設整備附帯事業」は「81」とすること。
22	事業メニュー名	① 事業メニュー名は実施要領の別表の1事業メニュー名、「創意工夫発揮事業」又は「農山漁村活性化施設整備附帯事業」を正確に記入すること。 ② 複数の施設等整備を計画する場合は、原則一つの事業メニュー毎、また、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合には要件類別毎一行で記入すること。ただし、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合において、交付額算定交付率が同じ要件類別にあっては、「要件類別番号」の欄のみを複数の行に番号を記載し、これ以外の欄は一行でまとめて記入しても構わない。 ③ 実施要領の別表の1の事業メニュー番号20により活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第9条第1項に規定する防災当農施設整備計画に基づく洗浄機械又は飼料作物栽培管理機械施設の整備を行う場合は「事業メニュー名」の欄に「高生産性農業用機械施設（活動火山対策事業）」と記入すること。

	項目	記入上の注意
23	要件類別番号	実施しようとする実施要領の別表の1の事業メニューに対応する要件類別の番号を記入すること。 なお、「創意工夫発揮事業」及び「農山漁村活性化施設整備附帯事業」に係る要件類別については、これらを一体的に行うことにより効果が増大される事業メニューに係る要件類別（複数の事業メニューの効果を増大する場合は代表の事業メニューの要件類別）を記入すること。
24	事業内容及び事業量	事業メニュー毎に、整備しようとする施設等の規模、事業内容等について簡潔に記入すること。 （例）「農道：L200m、W4m」、 「無人ヘリコプター2台、田植機1台」、「トマト処理加工施設：1棟、300㎡」等 また、「本年度」の「事業内容及び事業量」の欄には本年度に実施しようとする施設等の規模、事業内容等を記入すること。 （例）「無人ヘリコプター1台」等
25	事業実施期間	事業メニュー毎に、当該事業の実施期間を記入すること。 （例）平成19年度から平成20年度まで実施する場合は「H19～H20」と記載
26	事業実施主体	事業実施主体の名称を記載すること。 （例）●●農業協同組合、 ●●農業生産者有限会社、 ●●森林組合、 ●●漁業協同組合 等
27	全体事業費	事業メニュー毎の総事業費を記入すること。
28	交付金額	事業メニュー毎の交付金総額を記入すること。なお、ハード事業又はソフト事業毎の交付金額の合計は交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。 なお、千円未満は切り捨てることとする。
29	交付額算定交付率	事業メニュー毎に、実施要綱及び実施要領の別表に定める交付額算定交付率を記入すること。
30	交付限度額	事業メニュー毎に、全体事業費に交付額算定交付率を乗じて求められる額を記入すること。 なお、千円未満は切り捨てることとする。
31	前年度まで	事業メニュー毎に、前年度までに実施した事業に係る事業費及び交付金額を記入すること。
32	本年度	事業メニュー毎に、本年度に予定している事業に係る事業費、交付金額、都道府県費、市町村費、その他（農協等事業実施主体負担等）、本年度末進捗率、単年度交付限度額、仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、単年度の交付金の合計額が単年度交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。 また、「仕入れに係る消費税相当額」の欄には、これを減額した場合には減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。減額した金額を記入した場合は、「本年度」の欄の「事業費」、「交付金額」、「都道府県費」、「市町村費」、「その他」の欄は当該消費税相当額を含まない額を記入すること。
33	本年度までの累計	事業メニュー毎に、本年度までの累計の事業費及び交付金額を記入すること。
34	翌年度以降（予定）	事業メニュー毎に、翌年度以降の事業費及び交付金額の予定額を記入すること。
35	備考	備考欄には、事業を行うにあたって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入の上、その内容（金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が記載されている書類を添付すること。
36	①事業費計	「全体事業費」、「交付金額」、「交付限度額」、「事業費」、「交付金額」、「都道府県費」、「市町村費」、「その他」、「単年度交付限度額」の合計をそれぞれ記入すること。
37	②ハード事業	「①事業費計」の欄のうちハード事業（実施要領の別表の1の事業メニュー番号48及びこれと一体的に実施する「創意工夫発揮事業」以外の事業メニュー）に係る経費を記入すること。 また、ハード事業のうち「創意工夫発揮事業（ハード事業と一体的に実施するもの）」及び「農山漁村活性化施設附帯事業」に係る経費の合計額をそれぞれ「創意工夫発揮事業」「附帯事業」の項に記入すること。
38	③ソフト事業	「①事業費計」のうちソフト事業（実施要領の別表の1の事業メニュー番号49及びこれと一体的に実施する「創意工夫発揮事業」）に係る経費を記入すること。 また、ソフト事業のうち「創意工夫発揮事業（ソフト事業と一体的に実施するもの）」に係る経費の合計額を「創意工夫発揮事業」の項に記入すること。
39	④市町村附帯事務費	市町村附帯事務費の額を記入すること。なお附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知）及び「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成19年8月1日付け19企第104号農林水産省大臣官房長通知）」により定められていることに留意すること。
40	⑤都道府県附帯事務費	都道府県附帯事務費の額を記入すること。なお附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知）及び「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成19年8月1日付け19企第104号農林水産省大臣官房長通知）」により定められていることに留意すること。
41	総合計（①+④+⑤）	①事業費計、④市町村附帯事務費及び⑤都道府県附帯事務費の合計額を記入すること。
42	うちハード事業費 （②+④+⑤）	総合計のうちハード事業費を記入すること。
43	うちソフト事業費 （③）	総合計のうちソフト事業費を記入すること。
44	共同で計画作成を行う場合の内訳	計画主体が共同で活性化計画の作成を行う場合であって、各々の計画主体毎に交付金の交付申請手続きを行う予定である場合は、その計画主体毎の内訳を記入すること。 また、内訳の合計は、それぞれの項目毎に、②から⑤に計上される金額と一致することに留意すること。 なお、交付金の申請を行う計画主体の数に応じて行の追加を行うこと。

計画主体名	甲佐町		
計画期間 実施期間	H27 年度～H29 年度 H27 年度～H27 年度	総事業費（交付金）	71,078 千円 （ 35,539 千円）

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	廃校を交流拠点として整備することによって、地域間交流の促進を図ることを目標としており、法及び基本方針に適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	第 6 次甲佐町総合計画（H23～H32）では、地域資源活用による観光の振興が施策の一つとしてあり、廃校を活用した交流拠点整備による交流人口増は、総合計画の方針と合致している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	計画区域住民からの要望書並びに意見聴取会を実施している。意見聴取会には常時 4 名の女性メンバーも含まれており、女性の意見を計画に反映させている。
事業の推進体制は確立されているか	○	甲佐町及び地域住民で設立された NPO 法人が参加している協議会による推進体制が整備されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	地域間交流を促進し、交流人口の増加を図るという目標に対して、廃校となった小学校を交流拠点として整備するものであり、整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間は 3 年（H27～H29）で、ガイドライン第 4 に示す 3 から 5 年程度であり、実施期間は 1 年（H27～H27）で、実施要綱第 3、実施要領第 3 に示す原則 3 年以内または 5 年以内であり、適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	交付金希望額 71,078 千円は、交付限度額（35,539 千円＝事業費 71,078 千円×交付額算定交付率 1/2）の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新規に取り組む事業であり、実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでない。
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	甲佐町の条例に基づき、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保する。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	○	実施要領の運用第 4 の 2 の（4）のすべての基準に適合している。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか		交付対象施設の耐用年数は、18 年の残存耐用年数があり、5 年以上である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成 19 年 8 月 1 日付け 19 企第 106 号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に従って、適切に算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	○	廃校・廃屋等改修交流施設であるため投資効果=1.0 である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	対象地域は五法指定地域（振興山村、過疎、特定農山村）であり、且つ実施主体は甲佐町であり要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	町が事業主体となり、計画区域の廃校を地域活動拠点へ改修するものであり、個人に対する交付や目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		

地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	過去1年間の人数を整理した上で、改修後に計画する行事予定を考慮して増加人数を推定している。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	近隣市町村における類似施設（熊本県上益城郡御船町 旧水越小学校、給食室を農産加工所に改修し加工品を販売）の機能及び利用状況を踏まえ活動計画を立てるとともに、それらと差別化した交流人口増加活動を行う。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	過去の開催行事の来訪者数から交流人口の実績を分析し、地区内外の類似施設の集客動向の分析等により計画を作成した。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	かつて計画区域のコミュニティー基盤として活用してきた廃校を拠点整備施設としており、地理的にもほぼ中央部であり動線密度も高いことから適切である。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	施設管理を予定している地域団体の主要メンバーには女性団体が含まれており、今後も女性が参加し易い体制となっている。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	甲佐町の積算基準に則し適正に積算し、過大な積算ではない。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	老朽化していない設備はそのまま活用することとし、必要最小限の改修で建設・整備コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	老朽化で改修が必要な給排水設備（合併浄化槽、ポンプ、配管）、空調設備、電気設備、及び法的対応工事（非常灯等防災関連）が対象であり、地域活動拠点整備として必要であるため、交付対象として適正である。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	農産加工所に関する冷凍冷蔵庫、器具保管棚、作業台が備品として含まれているが、加工施設として必要であり、交付対象として適正である。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	計画区域でのほぼ中心部であり、且つ都市部には無い自然と古い小学校の雰囲気を保有している場所であり適正である。

施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	現在町有財産である。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）Iの第2の4の（3）の基準に照らし適正であるか	—	
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	○	1棟1,236㎡ 1,236×290千円＝358,440千円（限度額） 71,078千円（交付対象）＜358,440千円（限度額）
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	甲佐町において予算措置することとしており、起債計画等について検討・調整を行っている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	甲佐町入札規則に基づき、指名競争入札で処理する。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	甲佐町で設置、管理に関する条例を作成し管理する。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他の事業との合体施工無し。

他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	○	重複申請は無い。
--	---	----------

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。

